

平成31年3月7日  
総務省中国四国管区行政評価局

## 「都市公園における遊具の安全確保に関する行政評価・監視」の結果

総務省中国四国管区行政評価局(局長:米澤 俊介)は、都市公園の遊具の安全確保を図るため、国土交通省中国地方整備局と岡山・広島・山口各県内の公園管理者(県・市町村)を対象に、公園遊具の管理状況、事故対策の実施状況を調査しました。本日、国土交通省中国地方整備局に対し、必要な改善措置について通知しましたので、公表します。

### 調査の概要

- 時期  
平成30年4月～平成31年3月
- 対象機関：13の公園管理者
  - ・ 国土交通省中国地方整備局
  - ・ 3県  
岡山県、広島県、山口県
  - ・ 9市  
岡山市、倉敷市、総社市、広島市、福山市、三原市、下関市、岩国市、周南市
- 対象公園・遊具数  
81公園、遊具315基



### 【照会先】

中国四国管区行政評価局

評価監視部第1評価監視官 新居 昌夫  
第6評価監視官 大野 昇志

電話：082-228-6352、228-6209

FAX：082-228-4471



# 1 配置・設計・構造・施工に起因するハザードの除去

## 制度の概要

- 国は、「遊具の安全確保に関する指針」(H.14.3 以下「遊具指針」)を策定し、物的ハザードの除去に努めるよう公園管理者に通知。
- 遊具指針では、発見された物的ハザードについては、その程度に応じて使用中止や修繕などの応急措置を講じ、補修、撤去などの本格的な措置の方針を迅速に定めて実施することとされている。
- 本項目のハザード(以下「構造等に起因するハザード」)は、遊具の設計・製造・施工段階で発生したもの。具体例は次のとおり。
  - ・ 頭部や胴体が挟み込まれるおそれのある隙間
  - ・ 絡まり引掛りのおそれがある突起物や出っ張り
  - ・ 落下のおそれ
  - ・ 基礎の露出
- 都市公園の遊具の多くが遊具指針の策定前に設置され、構造等に起因するハザードが内在している可能性も。
- 遊具による事故の中には、構造等に起因するハザードが原因とみられる事故もある。

## 調査結果

13公園管理者のうち5管理者は構造等に起因するハザードがあることを把握していない[報告書P11]

5管理者の27公園・149基の遊具のうち22公園・57基に143件のハザードがみられる

10管理者は構造等に起因するハザードを除去していない [報告書P12]

<主な理由>

- 設置後の除去には撤去や大がかりな修繕を要することから困難
- 損傷・劣化によるハザードより対策の優先度が低いと考える

※ 最も対策している三原市は、把握したハザードの73.6%を措置。

中国地方整備局は、点検業者に使用不可と判定された遊具について、劣化対策は講じたが、構造等に起因するハザードを解消・軽減しないまま使用を継続していた [報告書P11]

## 通知事項

安全点検等の機会を捉えて遊具のハザードの状況を的確に把握するよう、公園管理者に助言すること

把握したハザードは計画的に除去を進め、特に使用不可と判定された遊具は速やかに使用中止として補修・撤去などの本格的な措置を講ずるよう、助言すること

- ・ 国営公園の遊具のハザードの除去を計画的に進めること
- ・ 特に使用不可と判定された遊具は速やかに使用中止として補修・撤去などの本格的な措置を講ずること

## 2 不十分な維持管理の状態によるハザードの除去

### 制度の概要

- 法令上、都市公園の劣化には効率的な維持・修繕が図られるべきとされている。(都市公園法第3条の2、同法施行令第10条第3号)
- 遊具指針では、発見されたハザードについては、その程度に応じて使用中止や修繕などの応急措置を講じ、補修、撤去などの本格的な措置の方針を迅速に定めて実施することとされている。

### 調査結果

- 13公園管理者の抽出遊具のうち、6管理者の30基が不十分な維持管理の状態によるハザードのため使用不可と判定。
- そのうち5管理者は、使用中止や修繕・撤去の措置を講じていたが、1管理者は、使用不可と判定された15基のうち13基についてこれらの措置をとらず、そのまま使用を継続していた。 [報告書P36]

＜使用不可と判定されながら使用を継続していた例＞ [報告書P40～42]



#### 【劣化してハンドルが取れるおそれ】

- 手前側のハンドル上部の本体やハンドルのグリップなどが欠落。点検表に「ハンドルが取れる可能性あり」と指摘。
- この遊具には、ほかにも腐食・破損14か所が指摘。



#### 【ブランコ着座部の腐朽・割れ】

この遊具には、ほかにも支柱の腐食、吊り部材の磨耗、着座部金具のがたつきなどが指摘。



#### 【シーソーの緩衝部が破損】

- シーソーの腕部下面のばね状の緩衝部が破損。
- この遊具には、ほかにも支点部の破損・磨耗、腕部の変形などが指摘。

### 通知事項

使用不可と判定された遊具については、使用中止とするとともに、補修、撤去などの本格的な措置の方針を迅速に定めて実施するなど適切に処理するよう、公園管理者に助言すること

# 3 遊具の修繕等に関する記録の適正化

## 制度の概要

- 都市公園法改正（H30.4施行）により公園管理者は、遊具の点検結果や修繕等の内容を記録し、遊具の利用期間中保存することが義務付けられた。
- 遊具指針では、遊具の概況、安全点検の実施状況、点検結果、遊具の補修・部材の交換、塗装の実施状況等、維持管理上必要な情報を遊具ごとに記載して保管することとされ、その様式も例示。
- この記録を遊具ごとに作成・保存する趣旨は、損傷・劣化が進まないうちに安全対策を徹底するため、修繕等の実績を遊具単位で一覧できるようにしておくこと。

## 調査結果

10公園管理者は、修繕等について、遊具と他の施設を区分せずに記録。  
[報告書P44]

施設の種類にかかわらず年度ごとにファイルしているだけの管理者も。

8管理者は、記録の保存期間を設定し、遊具の利用期間にかかわらず、廃棄されるおそれ。  
[報告書P44～45]

3管理者は、工事費が一定額に満たない修繕等の記録を残していない。  
[報告書P45]

4管理者は、緩んだボルトの締直しなど一見軽微とみられる措置は記録していない。  
[報告書P45]

頻繁にボルトが緩む場合、何らかの損傷・劣化の兆候である可能性も。

## 通知事項

遊具の修繕等の記録を作成・保存する趣旨と遊具の利用期間中は保存すべきことを、改めて公園管理者に周知・徹底すること

遊具の維持管理上必要な情報の範囲を吟味するとともに、その記載の徹底を公園管理者に促すこと

# 4 遊具による事故の再発防止

## 制度の概要

- 遊具指針では、事故のあった遊具について迅速な応急措置と本格的な措置を講じ、原因を調査して再発防止に努めることとされている。
- 国土交通省は、30日以上の治療を要する重傷者又は死者の発生した「重大事故」や、これにつながる恐れのある事故が起きた場合、再発防止を図るため、状況について報告するよう公園管理者に求めている。

## 調査結果

重大事故や、これにつながる恐れのある事故が国土交通省に報告されていない(5事例) [報告書P52~53]

専門家の意見を聴いて対応することが望ましい事例(5事例) [報告書P53]



すべり台から看板を支える横柱に渡ろうとして(矢印)転落し打撲。  
⇒構造上の要因の除去が望まれる。



屋根に登ろうとして転落し骨折。  
⇒注意喚起を表示した(円内)が、小さくて見にくい。

事故を契機に再発防止を図った例



[報告書P53]

登坂遊具をすべり台として使用してけが(臀部裂傷)  
⇒すべり台として滑走できないようネットを設置

## 通知事項

公園管理者に対し、遊具による事故の報告を一層徹底させること

再発防止の参考となる取組事例を収集・整理して公園管理者に情報提供するなど、再発防止対策の取組を強化すること。